

番 号 : 141167

国 名 : ケニア

担当部署 : 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

件 名 : ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト (農業普及/モニタリング・評価)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 農業普及/モニタリング・評価

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2015年3月上旬から 2016年2月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.0M/M、現地 4.0M/M、合計 5.0M/M

(3) 業務日数 : 準備 第1次 国内 第2次 国内 第3次 整理
5日 30日 5日 60日 5日 30日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2月4日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

①類似業務の経験 36点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 20点

(計100点)

類似業務 :	農業普及/研修及び農業/農村開発事業におけるモニタリング・評価に係る各種業務
対象国/類似地域 :	ケニア/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし（ただし、ケニアは黄熱病の感染危険国に指定されているため、予防接種を勧めます。また、経由地等第三国への入国時には、イエローカードの提示を求められることがあります。）

(3) 本業務においては、担当業務分野に関連する修士の学位を保有していることを考慮します（理由：本専門家の派遣にあたって、ケニア側より担当業務分野に関連する修士の学位を必須条件として求められており、右を保有していない場合、ケニア側の受け入れに延滞が生じるもしくは認められない可能性があるため）。

6. 業務の背景

ケニアでは、農業生産労働のうち女性はその70%を担っている。また、農業・畜産・水産省（Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries：以下、MOALF）によれば、ケニアの小規模農民の69%が女性であり、小規模農業における労働の80%は女性が担っているという報告もみられる。このように、小規模農家において、女性は重要な役割を担っているにもかかわらず、女性農民の生産性は、土地所有及び利用、農業資材、農業技術、マーケット等への限定的なアクセスに起因して、男性農民と比較した場合2～3割程度も低いと見積もられている。2010年～2012年に世界銀行によりケニア全国の2,500世帯を対象に実施された調査でも、男性農民に比べて、女性農民の普及サービスへのアクセスは6～7割程度、肥料使用量は5～6割程度、改良種子へのアクセスは8～9割程度であり、また農業収入は低い場合には5割程度に留まるなど、ジェンダー間で格差が存在することが裏付けられている。

こうした中、ケニアの農業セクター開発戦略（Agriculture Sector Development Strategy：以下、ASDS）では、女性が農業に果たす役割を重視し、農業分野の事業においてジェンダー主流化を通じて男女共同参画を推進していくことを、農業開発に向けた主要な戦略の1つとして掲げ、MOALF（当時、農業省）は、2010年に「ジェンダー主流化戦略書」（Gender Mainstreaming Strategy）を策定した。同戦略書において、「農業生産を増大するために、すべての男女に平等な機会を与えること」をビジョンとして掲げ、MOALFは「農業の持続的な生産性と生活の改善のために、ジェンダー視点に立った政策、プログラム、プロジェクトの実施を推進することを通じて、ジェンダー平等及び男女共同参画を促進していく」こととしている。

JICAは、技術協力プロジェクト：ケニア国「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment Project：以下、SHEP）、2006～2009年」において、市場志向型農家経営の推進に取り組み、その際、事業におけるジェンダー主流化を推進してきた。その結果、農家経営における男女共同参画が促進され、農家の所得や生計の向上に寄与したことが同プロジェクトの終了時評価調査時に確認された。

こうした取り組みをMOALFは高く評価し、SHEPにおけるジェンダー主流化の取り組み（男女共同参画型の農家経営を推進するための各種働きかけ）を省内に定着させ、小規模園芸農家のみならず、他の作物生産に携わる小規模農家に対しても同取り組みを普及していくための能力強化を目的とする「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を2014年9月から2017年8月の期間で実施することとなった。

本プロジェクトでは、ケニアにおける小規模農家の生計向上に資する男女共同参画型農家経営推進のための「ジェンダー主流化パッケージ」を開発し、MOALF及び郡農業事務所職員が、普及活動において同パッケージを適用・実践していけるよう人材育成を行うことにより、MOALF及び郡農業事務所の小規模農家に対するジェンダー視点に立った普及サービス実施能力の向上を目指す。

なお、本プロジェクトで取り組む「ジェンダー主流化パッケージ*」の開発と普及活動における同パッケージの実践については、農業省が実施する他の小規模農家支援事業の現場をパイロットサイトとし展開することが効果・効率的であるため、本プロジェクトの実施においては計3件程度の小規模農家支援事業をパートナー・プロジェクトとして選定し、パートナー・プロジェクトと連携の上、各活動を展開する計画である。

本プロジェクトに係る実施体制としては、ジェンダー専門家であるチーフ・アドバイザー

(2015年1月～2016年3月の期間に4回、計6MM派遣を予定。基本的に本業務従事者と入れ替わりで現地滞在することを想定)に加え、長期滞在型の業務調整/研修管理専門家が、事業開始と同時に現地での業務を開始している。また、MOALF内で本プロジェクト専任の職員(C/P)(プロジェクト・ナショナル・コーディネーター、研修担当(ジェンダー)、モニタリング・評価担当等)が配置され、日本人専門家とともにプロジェクトユニット(PIU)を立ち上げ、PIUを主体として活動を進めている。

本業務従事者は、本プロジェクトの農業普及/モニタリング・評価の専門家として、C/Pと共に、パイロットサイト(現時点での想定は、ニエリ郡：酪農事業、ブシア郡：キャッサバ事業、ムエア灌漑地区：稲作。プロジェクトの進捗状況により、変更の可能性あり。)におけるベースライン調査の準備・実施・取りまとめを行うと共に、プロジェクト活動の成果を図るためのエンドライン調査の準備を担当する。また、パートナー・プロジェクトの普及体制等を把握の上、プロジェクトが開発・実施するジェンダー活動に係る効果的な実施・普及方法を検討し、プロジェクトに提案すると共に、実施されているジェンダー活動のモニタリングを行い、先に提案した活動の実施・普及方法の修正・改善を図っていく。更に、プロジェクトによるジェンダー主流化パッケージ(案)の作成にあたり、上記の活動で得た知見を踏まえ、農業普及/モニタリング・評価専門家の観点から助言及び技術指導を行う。なお、ベースライン及びエンドライン調査に関しては、パートナー・プロジェクト自体も実施することが想定されているが、本業務従事者の業務で実施するものは、本プロジェクトで実施するジェンダー活動によって得られた成果をモニタリング・評価するための調査である。ベースライン、エンドラインの指標は、パートナー・プロジェクト自体が設定している指標によって変更があるものの、想定される指標としては、生産性、新たな農業技術の普及、適切な農業資源の利用、研修への参加率(男女)・理解度、社会的状況(住民の組織化、住民組織への女性の参画)等である。

*「ジェンダー主流化パッケージ」とは、男女共同参画型の農家経営を推進していくために、小規模農家支援事業において、ジェンダーの視点から実施していくべき一連の活動群、及びそれらの活動の実践にあたって必要な研修モジュール、チェックリスト、マニュアル、ガイドライン等の実践ツールをとりまとめたものを想定。SHEPで整備された園芸農家支援事業向けの各種ジェンダー関連研修プログラムや教材・ツールをベースとし、より広範な農家を対象とし適用可能なコンテンツを整備する。

7. 業務の内容

農業普及/モニタリング・評価専門家として、ジェンダー主流化パッケージ作成を目指して実施される各種活動のモニタリング・評価、及びその普及方法について、C/Pの能力強化に向けた指導・助言を行う事を目的として、以下の業務を行う。

具体的な業務の内容は以下のとおり。なお、パイロットサイトにおける各種活動については、パートナー・プロジェクト及び本プロジェクトの進捗により変更となる可能性がある。

(1) 国内準備期間(2015年3月上旬～2015年3月下旬)

- ① プロジェクト関連資料、パートナー・プロジェクト関連資料等により、プロジェクトの全体像、パートナー・プロジェクトの全体像及び活動内容、SHEPでのジェンダーアプローチについて把握する。
- ② 本プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン(英文)に取り纏め、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。

(2) 第1次現地派遣期間(2015年4月初旬～2015年5月初旬)

- ① JICAケニア事務所、C/P、本プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対しワークプラン(英文)の内容を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、プロジェクト目的、PDM指標、活動内容等を確認し、パイロットサイト(ニエリ郡)で実施するベースライン調査の調査デザインを構築する。
- ③ C/Pと共に、設計した調査デザインに基づき、プレテストを実施し、その結果を踏まえ、調査内容の改訂・修正を行う。

- ④ C/Pと共に、改訂・修正したベースライン調査を実施する。
- ⑤ C/Pと共に、実施した調査結果の取りまとめを行うと共に、調査結果分析の視点及び報告書作成に係る指導・助言を行う。
- ⑥ ベースライン調査の結果を踏まえ、他の活動実施地域で同様のベースライン調査を実施する際の注意点等を取り纏める。
- ⑦ 本プロジェクトが特定したジェンダー活動について、パートナー・プロジェクトの普及実施体制を踏まえ、効果的な活動実施方法を提案する。
- ⑧ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。

（3） 第1次国内作業期間（2015年5月上旬～2015年6月下旬）

- ① 第1次現地業務結果報告書（英文・和文要約）を作成・提出し、進捗状況についてJICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。
- ② 担当分野の進捗状況について、本プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対して報告を行う。
- ③ 本プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、第2次派遣期間における業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（英文）を、作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に説明し、提出する。

（4） 第2次現地派遣期間（2015年7月上旬～2015年8月下旬）

- ① JICAケニア事務所、C/P、本プロジェクトのチーフ・アドバイザー対しワークプラン（英文）の内容を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、パイロットサイト（ブシア郡）ベースライン調査を実施する。
- ③ C/Pと共に、上記②の調査結果を取り纏めると共に、ベースライン調査報告書を作成する。この際、C/Pによって作成されているベースライン調査（ニエリ郡）報告書についても確認し、調査報告書作成に係るC/Pの能力強化のための指導・助言を併せて行う。
- ④ ジェンダー主流化パッケージ作成に向け、ジェンダー視点に立ったベースライン調査実施のための手法、留意点等について提案する。
- ⑤ 本プロジェクトが特定したジェンダー活動について、パートナー・プロジェクトの普及実施体制を踏まえ、パイロットサイト（ブシア郡）での実施を念頭に効果的な活動実施方法を提案する。
- ⑥ プロジェクト活動が既に実施されているパイロットサイト（ニエリ郡）において、C/Pと共にモニタリングを行い、必要に応じて、実施・普及方法の改善案を提案する。
- ⑦ 第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。

（5） 第2次国内作業期間（2015年9月上旬～2015年11月中旬）

- ① 第1次現地業務結果報告書（英文・和文要約）を作成・提出し、進捗状況についてJICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。
- ② 担当分野の進捗状況について、プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対し報告する。
- ③ 本プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、第3次派遣期間における業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（英文）を、作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に説明し、提出する。

（6） 第3次現地派遣期間（2015年11月下旬～2015年12月中旬）

- ① JICAケニア事務所、C/P、本プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対しワークプラン（英文）の内容を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、活動対象地域（ブシア、ニエリ）においてモニタリングを行い、必要に応じて、実施・普及方法の改善案を提案する。
- ③ ジェンダー主流化パッケージ作成に向け、ジェンダー視点に立った普及活動実施のための手法、留意点等について提案する。

- ④ C/Pに対し、エンドライン調査実施に係る留意点を指導すると共に、エンドライン調査実施（案）を取り纏める。
- ⑤ 第3次現地業務結果報告書（英文）を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。

（7）帰国後整理期間（2015年12月下旬～2016年1月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。

なお、パイロットサイトの1つとして想定しているムエア灌漑地区に関しては、現時点ではパートナー・プロジェクトの進捗状況が不明確であり、また、本プロジェクトとの連携の内容も未定のため、本業務内容には記載していない。今後、パートナー・プロジェクトの進捗状況及び連携の形態についてパートナー・プロジェクトと議論する中で、具体的な活動内容、時期を決定することとする（ただし、基本的には他の2つのパイロットサイトと同様の業務を行うことを想定している）。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- （1）ワークプラン（各派遣時作成）

英文4部：JICAジェンダー平等・貧困削減推進室、ケニア事務所、プロジェクト、C/P機関

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

- （2）現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文要約3部：JICAジェンダー平等・貧困削減推進室、ケニア事務所、プロジェクト

英文4部：JICAジェンダー平等・貧困削減推進室、ケニア事務所、プロジェクト、C/P機関

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的な内容
- ② 業務の達成状況

- （3）専門家業務完了報告書（全業務終了時作成）

和文3部：JICAジェンダー平等・貧困削減推進室、ケニア事務所、プロジェクト

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的な内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上で残された課題
- ⑤ その他

ベースライン調査報告書、農業普及の各種コンテンツ、その他C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した教材や資料を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（本邦―ドバイ/ドーハーナイロビ（ケニア）―ドバイ/ドーハー本邦）及び日当・

宿泊料等は契約に含まます（見積を計上して下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現在想定されている各次現地派遣期間及び派遣日数の割り振りは現時点での計画であり、今後事業進捗に応じ本専門家及びJICA間の協議により詳細派遣計画を決定していきます。なお、第1次現地派遣期間は、2015年4月初旬を予定しています。

②現地での業務体制

1) 本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。

ア) チーフ・アドバイザー業務／農業普及におけるジェンダー主流化（短期派遣専門家）

イ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

ウ) インパクト評価（短期専門家）（予定）（統計学的な観点から農業普及の成果を評価する専門家を想定。）

③便宜供与内容

当機構ケニア事務所（またはプロジェクトチーム）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-8104）にて配布します。

・ケニア共和国「男女共同参画型農家経営推進プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
・東アフリカ地域ジェンダー視点に立った農業・農村開発における情報収集・確認調査報告書（ケニア共和国）

②業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・事前評価表 (http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1300645_1_s.pdf)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② ジェンダーの視点に立った農業普及に係る業務経験があれば望ましい。

以 上